



☎ 市役所産業活性化課企業活動サ
ポート係 ☎(260)51335 FAX
(260)5138

起業支援資金
対 象 ▼市内で起業予定の人または起
業後5年未満の中小企業者で、一定
の要件を満たすもの。同資金を利用
する場合、利子と信用保証料を10
0%補助(上限あり)。

起業支援資金

中小企業緊急支援資金
対 象 ▼「最近3か月間の月平均売上
高が前年の同期または2年前の同期
より3割以上減少」または「経営安定
関連保証(セーフティネット保証)の
要件に該当している中小企業者。

中小企業緊急支援資金

中小企業事業資金
対 象 ▼市内で1年以上継続して同一
事業を営んでいる中小企業者など
(個人の場合は市内居住1年以上)。

中小企業事業資金

共通事項
申し込み▼取扱金融機関に相談のうえ、
同金融機関が必要書類を直接市役所
産業活性化課へ持参。

市は、市内の中小企業者の資金繰り
を支援するため、金融機関を通じて間
接融資制度を設けています。

大和市中小企業融資制度

■現在申し込み可能な市の中小企業融資制度

資金種類		限度額	融資期間	年利(固定利率)
中小企業事業資金	小規模企業事業資金	1,500万円	7年以内	2.0%以内
			2年以内	1.4%以内
	中小企業振興資金	3,000万円	7年以内	2.5%以内
			1年以内	1.5%以内
	高度技術導入特別資金	3,000万円	7年以内	1.8%以内
中小企業緊急支援資金	省エネルギー対策設備導入資金	3,000万円	10年以内	1.8%以内
	小口零細企業資金	2,000万円	7年以内	1.8%以内
中小企業緊急支援資金		3,000万円	7年以内	1.8%以内
起業支援資金		2,000万円	10年以内	1.8%以内

※利率などは、今後の情勢の変化などにより改定する場合があります。

※取扱金融機関や制度の詳細は、同課で配布するちらしまたは市のホームページをごらんください。



☎ 市役所つながり推進課市民活動
サポート係 ☎(260)5103 FAX
(260)5138

種別	事業名	内 容	応募団体名
めばえ	みんなの スマホ	高齢者などを対象 に、コミュニティ の場にもなるス マートフォン教室 を月1回開催予定	みんなの スマホ
はぐくみ	要約筆記 体験会 開催事業	要点を早くまとめ るコツなどを学ぶ 要約筆記体験会(全 3回)を開催予定	大和市要約 筆記者の会 筆つき〜ず

市民、市民団体、事業者による非営
利の市民活動を支援する「市民活動推
進補助金」。「新しい公共を創造する市
民活動推進基金」を活用する同補助金
には、新たな市民活動の立ち上げを支
援する「めばえ」と、すでに実施してい
る活動の発展を支援する「はぐくみ」の
2種類があります。公開プレゼンテー
ションと書類審査の結果、今年度は、
次の2事業に決定しました。

市民活動推進補助金
の対象事業が決定



工事・診断名など		補助の要件	補助内容
木造住宅	①簡易耐震 診断	対象建築物▶昭和56年5月以 前に工事に着手した在来工 法(構造部分が柱やはり、 筋交いで構成される工法) による2階建て以下の木造 住宅	登録事業者が現場調査 のうえ、耐震性の目安 を判定(無料)
	②精密耐震 診断※1		①を実施した建築物に 対し登録建築士が診断 し、補強の要否や補強 案、概算改修工事費を 報告。診断費のうち6万 6,000円まで補助(通常、 上限額内で診断可)
	③耐震改修 工事※1、※2		②に基づく補強工事に 対して、工事費用など の一部(工事費の5分の 1、設計監理費の2分の 1、合計上限50万円)を 補助
ブロック塀等 安全対策	不燃化改修工事 ※1、※3	対象建築物▶既存木造住宅 工事例:軒裏・破風板改修、 外壁改修、内装不燃化、雨 戸・シャッター改修、窓ガ ラス交換、防災性カーテン 設置、感震ブレーカー交換	市内業者施工による改 修工事費(5万円以上) の2分の1(上限10万円。 不燃化改修工事の破風 を含む軒裏などの改修 工事費は上限20万円)
	バリアフリー化 改修工事※1、※3	対象建築物▶既存木造住宅 工事例:段差解消、浴室改良、 トイレ改修、手すり設置、 廊下幅拡張、扉交換	
マンション	分譲マンションの 耐震診断	対象建築物▶昭和56年5月以 前に工事に着手した分譲マ ンション	対象となる工事につい て、市の標準工事費に より算出した額と業者 見積額の、いずれか少 ない額(両工事合わせて 上限30万円)
家具	家具転倒防止器具 取付支援※4	対象世帯▶65歳以上の人で構 成される世帯、障がい者世 帯	登録事業者が木製家具 をL字金物と木ビスで壁 に固定(1世帯当たり2か 所まで)(原則無料)

- ※1 市税などを滞納している場合は利用できません。
※2 実施した場合、税制などの優遇があります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。
※3 自己の居住の用に供する住宅に限ります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。
また、一定の要件を満たしたバリアフリー化改修工事は、税制などの優遇があります。
※4 壁や家具の種類により、固定できない場合や一部有償となる場合があります。
※5 施工業者は、原則として市内業者に限ります。

市は、市内の住宅の耐震診断費や耐
震改修費、不燃化・バリアフリー化改
修費、ブロック塀等の撤去費および改
善費などに対する補助を実施していま
す。

申し込み▼いずれも直接または電話で
市役所建築指導課へ。
※制度利用の要件など、詳しくはお問
い合わせください。

☎ 市役所建築指導課建築住宅係 ☎
(260)5422 FAX(264)61
05

住宅の耐震化・不燃化対策などを補助

